

個人情報保護規程

一般社団法人日本計量振興協会

第1章 総則

1（方針および目的）

- 1-1 当会は、個人情報を尊重し、適正な保護と管理を行うことが必要であることと、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護を実現することを個人情報保護方針とする。
- 1-2 本規程は、上記方針に基づき、個人情報の取得、利用等の取り扱いならびに職員が遵守すべき事項について定めたものである。

2（定義）

本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

2-1 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

2-2 保存個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報のうち、当会が開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてを行うことができる権限を有するものをいう。

2-3 個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピュータで検索できるように体系的に構成したもの、または一定の規則によって整理・分類された紙情報で特定の個人情報を容易に検索できるように目次、索引、符号等をつけ体系的に構成したものをいう。

2-4 個人情報保護統括責任者

会事務局全体の個人情報保護の統括管理に関する責任と権限を有する者をいい、事務局長がこれにあたる。

2-5 個人情報保護管理責任者

個人情報または個人情報データベース等の収集、取得、利用、保管、管理を行う者が所属する部の組織の長をいう。

2-6 作業担当者

事務局内で指揮監督を受け、個人情報の取り扱いをする者（職員、契約職員、派遣職員等を含む）をいう。

第2章 個人情報の取得

3（個人情報の取得原則）

- 3-1 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においての

み行うものとする。

3-2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

4（個人情報の取得手続）

個人情報データベース等の作成を目的として、新に個人情報または個人情報データベース等を取得する場合は、事前に個人情報保護管理責任者の承認を得るものとする。

5（特定の機微な個人情報の取得）

以下の各号に掲げる特定の機微な個人情報の取得は原則として禁止する。ただし、業務上やむを得ず取得する場合は、作業担当者は、個人情報データベース等の作成を目的としないにかかわらず、取得する個人情報の内容、利用目的および取得方法等を個人情報保護管理責任者経由で個人情報保護統括責任者に事前に届出て、その承認を得るものとする。

（1）思想、信条および宗教に関する事項

（2）人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項

（3）勤労者の団結権、団体交渉等に関する事項

（4）保健医療および性生活

第3章 個人情報の移送・送信

6（個人情報データベース等の移送・送信）

6-1 個人情報データベース等の外部への移送・送信は原則として禁止する。ただし、業務上やむを得ない場合には、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法によりこれを行うことができる。

6-2 前項により移送または送信する場合、作業担当者は個人情報保護管理責任者の事前の承認を得るものとする。

第4章 個人情報の利用、加工

7（個人情報データベース等の利用）

7-1 個人情報データベース等は、原則として利用目的の範囲内で具体的な権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

7-2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、法令に基づく場合または法令で認められる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。この場合、作業担当者は個人情報保護管理責任者の事前の承認を得るものとする。

7-3 個人情報データベース等の加工を行う場合は、作業担当者は個人情報保護管理責任者の事前の承認を得るものとする。

7-4 個人情報データベース等を業務遂行上外部に委託し利用する場合、個人情報保護管理責任者は、契約により守秘義務を遵守させる等委託先に対し適切な管理・監督をしなければならない。

第5章 個人情報の第三者提供

8（第三者提供）

8-1 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

- 8-2 本人の同意を得て、個人情報を、第三者に提供する場合は、事前に個人情報保護管理責任者の承認を得るものとする。

第6章 個人情報の管理

9 (正確性の確保)

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

10 (個人情報データベース等の安全対策)

- 10-1 個人情報保護管理責任者は、個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなど)に対し、必要かつ適正な安全管理対策を講じるものとする。
- 10-2 個人情報データベース等の保存されている情報システム、情報機器と外部媒体との接続は原則として禁止する。
- 10-3 内部ネットワークのコンピュータが外部媒体と接続されている場合は、その内部ネットワークへの接続も禁止する。

第7章 個人情報の開示・訂正・消去・廃棄

11 (自己情報の開示、訂正)

- 11-1 本人から自己に関する保有個人データについて開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとし、開示しない場合はその旨本人に通知しなければならない。
- 11-2 前項に基づく開示の結果、保有個人データに誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるものとする。
- 11-3 個人情報データベース等の消去または廃棄に際しては、作業担当者は個人情報の外部流出を防止するため、記録媒体を物理的に破壊するなど適切な方法をとるものとする。

第8章 組織および体制

12 (個人情報保護統括責任者)

- 12-1 個人情報保護統括責任者は、事務局内における個人情報の統括管理業務を行うものとする。
- 12-2 個人情報保護統括責任者は、本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育等を推進するための個人情報保護体制を策定し、個人情報保護の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に本規程の内容を周知徹底させる等統括責任を負うものとする。

13 (個人情報保護管理責任者)

個人情報保護管理責任者は、個人情報を取り扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者として作業担当者を監督する。

14 (報告義務および罰則)

- 14-1 個人情報保護規程に違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理責任者に報告するものとする。
- 14-2 報告を受けた個人情報保護管理責任者は、その旨個人情報保護統括責任者に報告するものとする。
- 14-3 個人情報保護統括責任者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合に

は、遅滞なく個人情報保護管理責任者および関係者に対し改善指示を行う等適切な処置を講ずるものとする。

14-4 個人情報保護規程に違反した者は、就業規則の定めるところにより懲戒に処すものとする。

15 (苦情および相談)

個人情報および個人情報保護規程を含む苦情、相談等は、総務部で対応する。

第9章 雑 則

16 (見直し)

個人情報保護統括責任者は、業務執行環境などに照らして、適正な個人情報の保護を維持するために、必要に応じ本規程の改廃を含む個人情報保護体制の見直しを行うものとする。

17 (規程の改正)

本規程の改正は、会長の承認を得るものとする。

18 (細則)

この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は平成 17 年 8 月 1 日より実施する。